

# 活動支援費支給に関する運用指針（案）

日本防災士会千葉県北部支部  
令和元年9月21日

日本防災士会千葉県北部支部防滅災支援活動を行った際には、以下により活動支援費を千葉県北部支部活動経費から支給する。（以下千葉県北部支部を支部と記述する）

## 1. 活動支援費の範囲

以下で支給する費用を、活動支援費とする。

- ①防災士の防滅災支援活動はボランティア活動であることから、本来自己負担が原則であるが、負担を軽減し継続的な活動を支援するため支部会員に一部を補填する場合。
- ②支部防滅災支援活動を適切に運営するため、支部会員以外の方に協力していただいた時に謝礼等を支払う場合。

## 2. 年間支給額

- ①事業計画に、年間支給額を予算計上する。
- ②予算額を上回る支給額となる可能性がある場合は、予算内での支給打ち切りまたは、支給額の変更を役員会で協議して決定する。

## 3. 支給額

### I. 支給額についての基本的考え方

- ①厳密な公平性よりある程度は割り切って、分かりやすく過大な事務負担にならないようにする。
- ②謝金の交渉の時に合理的な説明が可能となるような、社会的通念の範囲内とする。

### II. 個別ケースごとの支給額

#### ①交通費相当：1,000円/人・日

目的：支援現場に行くための交通費を補填する。

- ・距離にかかわらず一定額とする。（遠近距離判断が困難、個人ごと算出が煩雑なため）
- ・見学として支援活動に参加しない場合は、支給しない。
- ・交通費相当以外の活動支援費が支給されている場合でも、支給する。
- ・受取り辞退は、相応の理由（公的な立場等）以外認めない。

#### ②講演準備（謝礼）相当：対象と想定ケースを参考に適切な支給（謝礼）を選択する。

<講演とは、約1時間以上の防災講演・講話・実技講師を行った場合とする>

目的①：防災講演講師は事前準備を行うことから、その負担感を軽減する。

目的②：外部講師を依頼したときに、適切な謝礼を支払う。

支給（謝礼）対象	主な想定ケース	金額	運用上の注意等
北部支部会員	防災講演 防災実技講師	3,000 円	継続的に同様な講演を行い準備負担が少ない場合は、本人申し出により支給しないことが出来る。 交通費相当 1,000 円を別支給
自治会役員等北部 支部会員以外	防災講演 防災実技講師	5,000 円	支部活動に協力していただく場合。遠隔地に行っていただく場合は、交通費を別途考慮する。
本部・ 他支部防災士	防災講演 防災実技講師	10,000 円	遠隔地からくる場合が多いが、できる限り交通費込みとする。
著名な防災関係者 大学教授等	防災講演	20,000 円以上	講師によって個別に役員会で決定する。 交通費は出来れば、謝礼に含める。

③前泊費相当：8,000 円/泊を上限とした宿泊実費（8,000 円以下の場合はその額）

目的：遠隔地で開始時刻が早い支援案件で、前泊が必要な場合に宿泊費を補填する。

- ・前泊が必要かどうかは、案件対応責任者が判断する。
- ・やむを得ない事情により、多額の自己負担が発生する場合は、個別に額を定める。

3. 対象支援活動等

①対象支援活動：支部主催の支援活動

- ・他の団体主催の活動に支部として協力する場合は、原則他の団体からの支給とし、支部からは改めて支給しない。（原則によらないときは他の団体と協議する）

②支給対象者：支部会員以外の方を含む、対象支援活動に参加した方。

- ・見学目的には支給しない。

③支部会員見学の時の服装（暫定措置、運用しながら見直す）

- ・支援現場の混乱を防止するため、支援活動を行う会員と識別できるように、スタッフコート等は着用しない。

4. 本指針適用開始時期

役員会承認後とするが、定例会で結論を得られた令和元年 8 月 17 日に遡って適用する。

（令和元年 9 月 21 日の役員会で承認）

以上